

# 平成26年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成26年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会  
員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行  
っていただきますようお願いいたします。

## 【監督実施状況】

### ○全般

平成26年に当署の労働基準監督官が行った「定期監督等」の年間合計件数は957件でした。前年の1192件に比べ235件減少していますが、これは当署の労働基準監督官の人員事情によるものです。「定期監督等」とは、労働行政運営方針に基づき、事業場情報、相談情報、災害発生情報、各業界事情等に照らして対象を絞り込み、事業場を選定し、年間を通して計画的に行う監督指導のことです。労働基準監督官は原則予告なく事業場を訪れ、関係書類の調査と工場や建設現場などの

巡視を行い、その結果労働基準法や労働安全衛生法の違反が認められた場合は、事業場に対し文書指導を行います。「違反事業場数」とは、その法違反の文書指導が行われた事業場数のことで、平成26年は合計743事業場でした。違反率は77.6%で前年(79.0%)のほぼ横ばいという結果となりました。また主な違反内訳は、労働基準法では労働時間に関するものが282件と最も多く、具体的な指摘内容としては、時間外・休日労働協定(36協定)未締結、同協定の限度時間超えなどですが、月80時間以上の時間外労働が確認され、過重労働による健康障害防止対策が不備な事業場

も多々認められました。次いで割増賃金に関する違反が191件で、賃金不払い残業が確認され過去にさかのぼって差額支払いを指導したもののも少なくありません。労働安全衛生法では健康診断未実施が257件と最も多く、4社に1社の割合で、基本的な健康確保措置がなされていないという結果となりました。

### ○業種別違反状況

業種別監督実施事業場数の業種別内訳は、製造業が301件(32%)と一番多く、次いでその他の事業(派遣業、警備業、コンピュータソフト関連など)155件(16%)、建設業140件(15%)、商業116件(12%)、保健衛生業(主に社会福祉施設)99件(10%)、接客娯楽業(主に飲食店)37件(4%)という順になつています。違反率が80%を超える業種は、接客娯楽業86.5%、運輸交通業84.5%

(表1) 平成26年 監督実施状況及び措置状況

名古屋北労働基準監督署 (件)

業種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率(%)	使用停止等処分事業場数	違反状況(労働基準法・最低賃金法)					違反状況(労働安全衛生法)										じん肺法(定期健康診断計画の届出)					
					労働条件の明示	賃金不払	最低賃金効力	労働時間	割増賃金	就業規則	労働者名簿	賃金台帳	安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会等	安全基準	衛生基準	定期自主検査		安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断	
製造業	301	240	79.7	24	39	22	6	81	58	28	2	8	6	24	46	18	108	45	43	15	7	36	73	0	4
建設業	140	93	66.4	10	6	1	1	6	5	5	1	6	0	1	8	0	35	8	1	5	0	0	9	4	0
運輸交通業	58	49	84.5	0	6	6	3	30	16	8	0	15	1	7	0	2	5	1	5	1	2	0	19	0	0
商業	116	90	77.6	4	20	9	5	40	33	16	0	17	0	10	3	4	12	0	3	0	1	0	31	0	0
保健衛生業	99	80	80.8	0	12	17	3	35	19	22	1	18	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	42	0	0
接客娯楽業	37	32	86.5	0	9	8	1	20	15	12	0	5	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	13	0	0
その他の事業	155	113	72.9	0	14	24	1	49	33	34	2	13	0	14	0	11	1	0	0	0	0	0	51	0	0
上記以外の業	51	46	90.2	0	8	7	2	21	12	7	0	12	1	8	0	7	6	0	0	0	0	0	19	0	0
合計	957	743	77.6	38	114	94	22	282	191	132	6	94	8	75	57	45	172	54	52	21	10	36	257	4	4

※複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。

%及び保健衛生業80・8%です。接客娯楽業は、労働時間（違反率54%）と割増賃金（違反率41%）の違反が、運輸交通業は労働時間（違反率52%）の違反が、保健衛生業は健康診断（違反率42%）の違反が、それぞれ際立っています。

製造業は、これらの業種に比べますと、労働時間、割増賃金、健康診断の違反率は平均以下であり、遵法水準は高いと言えますが、安全基準に関する違反については違反率36%であり、前年の31%に比べ5ポイント上昇しました。これは3社以上1社以上の割合で、安全基準に問題がみられたという事です。安全基準の違反とは、挟まれ巻き込まれのおそれのある機械に安全カバーや安全柵が設置されていない、墜落危険個所に手すり等が設置されていないなどの違反の事です。特に危険な状態の機械設備については当該機械の使用を停止する命令を出したり、

墜落危険の高い場所における作業については、当該作業を停止する命令を出したりと、より厳しい措置がとられます。これらの処分を受けた事業場数が「使用停止等処分事業場数」で、平成26年は38件であり、このうち製造業は24件という結果でした。製造業の死傷災害発生件数は前年のほぼ横ばいで推移しており、より一層の安全対策の推進が望まれます。

建設業の違反率は66・4%と前年の77・4%に比べ、11ポイント低下しましたが、使用停止等処分事業場数は10件と前年の8件に比し2ポイント上昇しました。平成26年の建設業の死傷災害件数は増加しており、建設現場の墜落防止やドラグショベル、ブルドーザー等の重機との接触防止などの基本的な安全対策を確実に図る必要があります。

### 【申告処理状況】

（表2参照）

申告とは、労働者が「賃

金が払われない」「解雇の補償が払われない」「年休申請が拒否された」「健康診断が実施されない」などの労働関係法違反について、監督署に個別救済を求めることです。これらの申告を受けて、労働基準監督官は事業場に対して調査を行い、違反が認められた場合は違反の是正勧告を行います。

平成26年の申告件数合計は496件と、前年より86件、約21%も増加しました。申告内容の大半は「賃金不払い」と「解雇」ですが、増加件数86件のうち70件は「賃金不払い」です。これは長期低迷している経済状況を背景に賃金をめぐる労使のトラブルが増加していることを表しています。

### ○業種別件数

業種別にみると、最も件数が多いのは接客娯楽業の119件、次いでその他の事業（派遣業、警

（表2）平成26年申告処理件数

名古屋北労働基準監督署  
（件）

業種	申告処理件数		主要申告事項	
		増減率	賃金不払	解雇
製造業	36 (30)	20%	27 (23)	5 (10)
建設業	78 (57)	37%	50 (35)	9 (8)
運輸交通業	31 (31)	0%	21 (24)	2 (3)
商業	76 (68)	12%	68 (53)	7 (13)
保健衛生業	39 (20)	95%	31 (13)	4 (4)
接客娯楽	119 (92)	29%	98 (72)	6 (8)
その他の事業	80 (82)	-2%	62 (61)	4 (9)
上記以外の業種	37 (30)	23%	17 (23)	7 (3)
合計	496 (410)	21%	374 (304)	44 (58)

※（ ）内数字は平成25年の件数

備業、コンピューターソフト関連など）80件、建設業78件、商業76件、保健衛生業39件、製造業39件、運輸交通業31件という順になっています。

業種別に増加率をみると、運輸交通業とその他の事業（派遣業、警備業、コンピューターソフト関連など）を除き軒並み増加しており、顕著なのは前年比95%も増加した、保健衛生業の39件です。

申告処理事案の保健衛生業の大半は社会福祉施設で、複数の倒産事案もみられました。全体に占める申告件数としては少ないのですが、業界の歴史が浅く、低所得、人手不足などの厳しい業界事情を背景に、社会福祉施設における労働トラブルは深刻化しています。

これらの結果を踏まえ、次年度も過重労働の撲滅、一般労働条件の確保、有害化学物質対策、災害防止などを主眼に監督指導を推進していきます。